

一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会  
会員費に関する細則

平成26年10月8日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会定款第7条第2項の規定に基づき、一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会の会員費に関する必要事項を定めることを目的とする。

第2章 会員費

(入会方法)

第2条 入会を希望する者は会員規程の定めに従って入会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会員費を納入しなければならない。

2. 事務局は、入会承認後、入会年度の会員費の納入を確認し、入会を希望した者に対し入会通知書を発行する。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会員費の金額)

第3条 会員は、承認された会員種別に基づき、定款の附則で定められた別表の会員費を支払う。

(会員費の納入方法)

第4条 会員費の納入方法は、別に定める銀行への振込みとする。

2. 会員費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(細則の改廃)

第5条 本細則の改廃は、社員総会の決議による。

別表「会員種別と会員費」

| 会員種別 | 入会金 (入会時) | 会費 (年額)          |
|------|-----------|------------------|
| 幹事会員 | 10万円      | 500,000円         |
| 正会員  | 10万円      | 200,000円         |
| 学会会員 | なし        | なし               |
| 一般会員 | なし        | なし               |
| 賛助会員 | なし        | 一口100,000円 (複数可) |

附則 この細則は、平成26年10月8日より施行する。